

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	宇検村		
計画期間 実施期間	H19 ~ H23 H19 ~ H21	総事業費(交付金)	[97,617千円(48,807千円)] 152,903千円(76,451千円)

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	平成18年度に農村滞在型余暇活動機能整備計画を策定し地域間交流の促進に取り組んでおり、本計画によりさらに地域間交流を促進することは基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画の他、村長期振興計画等の各種関連制度・制度との連携に配慮し、調和を図っている。 なお、今回追加する内容は、今年度策定した本村地域再生計画に沿ったもので、実施により上記農村滞在型余暇活動機能整備計画の目標数値の達成を加速させるものである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	農家、村、農業委員会、JA、大島支庁農政普及課で集まり、各種検討会、研修会を持ち合意と周知を図った。
事業の推進体制は確立されているか	○	関係機関(農家、村、農業委員会、JA、大島支庁農政普及課、宇検村雇用創造促進協議会)と連携をとり推進体制を構築し、グリーン・ツーリズムを推進している。また、販売においてもオーナー制度による販売の他、JAによる協販、郵便局と連携したふるさと便など販売体制の整備を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	本計画の目標は、マンゴーの販売量の増加やこれまで鮮度維持が困難なため流通にのる機会の少なかった地域産物の販売額の増加、交流人口の増加を目標としており、計画している事業内容は、この目標達成に必要なものである。
計画期間・実施期間は適切か	○	対象品目の実情を踏まえ、事業効果が発現する期間である5年間を設定した。 なお、今回追加する農林水産物集出荷貯蔵施設についても、当初の計画期間内で十分な効果を発揮することができる。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	農業経営改善安定機械施設(全体事業費:97,617,000円×1/2=交付金48,807,000円)、農林水産物集出荷貯蔵施設(全体事業費:56,444,000円×1/2=交付金28,222,000円)であり、交付金要望額は交付限度額の範囲内である。

### 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか	○	本事業において新たに整備するものであり、他の助成によって実施中やすでに完了した施設の切り替えではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	農林水産物集出荷貯蔵施設を導入する施設は、他事業により造成されたものであるが、施設導入にあたり当該施設本体の増改築は行わない予定である。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林水産物集出荷貯蔵施設の耐用年数は10年、農業経営改善安定機械施設の耐用年数は8年であり、耐用年数経過後も当該施設を活用する予定であり適切である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)による費用対効果分析により適正に行った。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果の算定にあたっては、計画全体の効果額を算定し、算定結果は1.99である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	農業経営改善安定機械施設については、特定農山村法の第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定9名が含まれる「うけんマンゴー生産組合」(全構成員31名)が事業実施主体であり、要件等は満たしている。また、農林水産物集出荷貯蔵施設についても村が事業主体であり、要件等は満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。施設管理規程を設け、目的外の使用対策を講じる。
施設等の利活用の見通し等は適正か		事業により発生する効果要因から見て、地域産物の生産量の増加が図られ、適正な利活用が見込まれる。
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	本地区の交流人口は年間約4千人であるが、本事業を実施することでマンゴー収穫体験ほか近隣施設と連携をとった魅力ある体験メニューを提供することが可能となり、目標の交流人口の増加は達成できる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣市町村では類似施設がなく、県内外他地域での利用状況等情報収集・検討を行い、適切な利用が見込まれる施設規模に決定した。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	農業経営改善安定機械施設については、生産組織において、月別労働時間・作付け体系表を検討・作成し、農林水産物集出荷貯蔵施設については、管理運営規則を制定し、施設の稼働率の低減が発生しないよう運営協議会の定例化により品目別の集出荷等検討を行い効率的な利用を図る。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設の設置場所等は、既存の交流施設や体験プログラムと連携が図られるよう検討し、施設の利用環境においても地域農家の利用を考慮しており、地域の活性化に向けた生産・交流に係る活動と有機的な連携を目指したものである。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	農業経営改善安定機械施設については、施設導入時の収益性を試算(原単位表を作成)し経営への負荷を検証した。また、農林水産物集出荷貯蔵施設についても事業計画から事業効果が発現する必要最低限なものとした。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	農業経営改善安定機械施設については育成期間中の必要性の低い装備の削減等を行いコストの低減に努めた。また、農林水産物集出荷貯蔵施設についても必要最小限の整備に止めコストの低減を図っている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	農林水産物集出荷貯蔵施設については、附帯施設を整備しない。農業経営改善安定機械施設の育苗ハウスについては必要最低限の施設である附帯施設である妻面換気窓と防根シート及び灌水施設を整備することにしており、汎用性の高いものではない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品購入は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	施設整備予定地は、本村中心に位置し、利用にあつての交通の利便性、集客の立地性も高く、本計画に関連する交流施設・農産物集出荷施設も近接した同一区域内にあるため、機能的な活用が期待できることから、整備予定地の選定は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	確保済みである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	農林水産物集出荷貯蔵施設は地域活性化・生活対策臨時交付金を申請予定
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	農業経営改善安定機械施設については、近傍同等規模・構造の施設の維持管理費と実態比較し、検討した。また、農林水産物集出荷貯蔵施設を導入する施設については、近傍同等規模・構造の施設の維持管理費と実態比較し、指定管理者であるNPO法人と村との委託契約内容で規定する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	農業経営改善安定機械施設については営農検討組織で認められた実現可能な計画となっており、収支は均衡している。また、農林水産物集出荷貯蔵施設を導入する施設の指定管理者になるNPO法人は収支計画・決算報告を運営協議会において行い、その活動を明確なものにする。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	本事業は単独事業である。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。  
2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。